白報審第●号

白井市長 笠井 喜久雄 様

白井市特別職報酬等審議会 会 長 福 島 康 仁

常勤特別職の給料等の額について(答申)

令和4年3月18日付け白総第891号で諮問のありましたこのことについて、常勤特別職の給料等の額について下記のとおり答申します。

なお、市議会議員の議員報酬については令和4年10月12日付白報審第6 号で答申済であることを申し添えます。

記

1 常勤特別職の給料の額について

以下のとおり改定する。

区分	給料月額
市長	●円
副市長	●円
教育長	●円

なお、常勤特別職の通勤手当については、一般職と同様に支給することが 妥当と考える。

2 答申に当たっての意見

地方分権の進展により、地方公共団体の自己決定、自己責任が高まる中で、 常勤特別職の担う役割や責任がますます重くなっていることは十分に認識 するものであるが、本市における常勤特別職の給料額は、平成6年から据置 き現在に至っている。近隣自治体や類似団体との比較、民間企業の状況、物 価高騰等世の中の動向、特別職の職務内容、一般職の給料等の推移、優秀な 人材の確保の観点から、給料額を上げることは、委員各位の総意である。

改定額についてはさまざまな意見があった中で、一般職を対象とした人事 院勧告および千葉県人事委員会勧告の推移、市の財政状況、■■■■■■■ なお、通勤手当については諮問事項に含まれないものであるが、会議で議論を進める中で、手当が支給されていないという事実が分かった。この手当は経費的な意味合いが強く県内自治体の半数以上、全国でも7割から8割の都道府県で支給されていることを踏まえ、一般職と同様に手当を支給することが妥当であると考えた。